一二五三―指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件　八　210　三三　九
一二六一―小型特殊自動車の型式を認定した件　八　210　三四　九
一二六七　原動機付自転車について製作廃止の届出があった件　八　210　三五　九
一二六八　検査対象外軽自動車について製作廃止の届出があった件　八　210　三五　九
一二六九　進入管制区を指定する告示の一部を改正する件　八　210　三五　九
一二七〇　航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示の一部を改正する件　八　210　三五　九
一二七一　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　八　210　四三　九
一二七二―自動車の型式を指定した件　九　211　六二　九
一二八七―自動車の装置の型式を指定した件　九　211　六五　九
一二九〇　自動車の装置についての型式の指定を取り消した件　九　211　六六　九
一二九一　指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件　九　211　六六　九
一二九二　自動車の型式についての指定を取り消した件　九　211　六六　九
一二九四　砂防法第二条の土地を指定する件　九　211　六六　九
一二九五　直轄砂防工事を施行する件　一二　六　一二
一二九六　砂防法第二条の土地を指定する件　一二　六　一三
一二九八　信号符字を点附した件　一三　八　一三
一二九九　信号符字を取り消した件　一三　八　一三
一三〇〇　船舶国籍証書を無効とした件　一三　九　一三
一三〇一　砂防法第二条の土地を指定する件　一四　八　一四
一三〇二　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一四　八　一四
一三〇三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　一四　八　一四
一三〇四　旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部を改正する件　一四　九　一四
一三〇五　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一五　九　一五
一三〇六　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件　一六　七　一六
一三〇七―一三〇八　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一六　七　一六
一三〇九　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件　一六　七　一六
一三一〇　平成十五年国土交通省告示第千八号の一部を改正する件　一六　七　一六
一三一一　砂防法第二条の土地を指定する件　一九　六　一七
一三一二―〃　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式指定をした件　二〇　七　一七
一三一七　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件　二〇　八　一七
一三一八　不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業を行う者の住所等の変更の届出があった件　二一　七　一八
一三一九　船舶安全法の規定に基づき認定事業場の認定を失効した件　二三　六　一八
一三二〇　海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了した件　二三　六　一八
一三二一　小型船造船業法施行規則第二十六条の規定に基づき登録講習実施機関から登録事項の変更の届出があった件　二三　七　一八
一三二二　高速自動車国道に関する件　二三　七　一八
一三二三　建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定をした件　二四　224　九
一三二四　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　二七　224　九
一三二五　高速自動車国道に関する件　二七　224　九
一三二六　建築基準法第六十八条の十七の規定に基づく認証型式部材等製造者の認証廃止について　二八　八　一九
一三二七　高速自動車国道に関する件　二九　五　一九
一三二八―九　砂防法第二条の土地を指定する件　二九　七　一九
一三三〇　船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する件　二九　七　一九
一三三一　道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する件　三〇　228　二三　七
一三三二　平成十二年建設省告示第千八百十二号の一部を改正する件　三〇　228　二三　七
一三三三　平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件　三〇　228　二九　七
一三三四―一三四一　高速自動車国道に関する件　三〇　228　二九　七
一三四二　住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件　三〇　228　三〇　七
一三五　気象測器の型式を証明した件　三一　228　三三　七
〇環境省
七五　厚生省告示第二百六十九号をもって指定した国民保養温泉地南小国郷温泉の地域を拡大するとともに、その名称を変更する件　七　六
七六　設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者　七　七
七七　特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物　七　七
七八　特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等　七　七
七九　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　七　七